

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和4年2月25日開催 日本投資顧問業協会]

### 1. 資産運用業フォーラムの開催について

- 2回目の開催となった「資産運用業フォーラム」の様子が2022年1月末よりWEB公開されており、前回以上に充実した内容となっている。協会では、前回採択された「資産運用業宣言2020」の定着に向けた取組みを進められており、引き続きリーダーシップを発揮していただくことを期待。

### 2. 投資運用業者に対する行政処分について

- 投資運用業者に対する監視委による検査の結果、投資一任業務において善管注意義務に違反する状況等が認められ、2022年1月、当社に対し、金融商品取引法第51条に基づく業務改善命令を発出。
- 投資一任業務との関係では、他社が運用するファンドを投資対象として組み入れる際に、投資対象ファンドの特性を踏まえた確認が適切に行われていなかったこと等が認められたもの。
- 投資運用業者には、権利者に対する基本的な責務として善管注意義務や忠実義務が求められている。運用を外部に委託する場合等に当たっては、投資先の選定や投資先における運用状況等の確認を適切に行うための業務運営体制の整備はもちろんのこと、それらの確認が適切に行われているかについて、経営によるガバナンス機能の確保も重要になると考えている。

### 3. 資産運用業の高度化に向けたモニタリングについて

- 今事務年度も引き続き、各資産運用会社やグループ親会社との間で運用力強化に向けた対話を実施している。
- 今事務年度は、各社の具体的な取組みの進捗や成果を確認するとともに、プロダクトガバナンスの実効性について対話を進めている。

- 例えば、運用部門やリスク管理部門が、運用戦略のパフォーマンス検証を当然に行っているが、投資家にコスト控除後でリターンを届けることができているか、長期に渡って投資家にとってマイナスリターンとなるような状況が継続していないか等、投資家利益の観点からの検証が適切に行われているかについては、改善が必要な点もある。
- また、社外取締役を拡充されるなどガバナンス機能の向上に向けて取り組んでいるが、各社の社外取締役の方々との間でも、運用会社の経営や個別ファンドのガバナンス等について意見交換を実施させていただく予定。
- 運用重視の経営体制構築に向けて、社外取締役を含め運用ビジネスに精通した人材を選任するなど、取組みを進めていると承知。投資家利益を優先する経営の実践はもちろん、関係者の理解や信頼を勝ち得るためには、投資家、あるいは投資先に対しても自社の経営方針やガバナンス体制等について発信していくことも重要と考えている。
- 顧客本位の運用力の強化について、各金融機関の積極的な取組みに期待している。多くの運用会社から取組みについて伺いたいと考えているので、引き続き、対話等への協力をお願いしたい。

#### 4. 感染拡大を受けた事業継続計画（BCP）の点検等について

- 足下で、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しており、金融機関においても、感染リスクの減少・感染防止の取組みが求められている。
- 業務継続計画（BCP）等を再度点検していただき、リモート機能の活用やテレワーク等の推進、顧客や職員の十分な距離の確保に努めるなど、感染拡大防止に最大限努めつつ、必要業務を継続いただくようお願いしたい。

#### 5. 金融庁電子申請・届出システムへの移行に際する経過措置の終了について

- 2021年6月に発出した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等における緊急対応の取扱いについて（周知）」に基づき、

金融庁では、金融機関等における金融庁電子申請・届出システム（以下「新システム」）への移行に伴う経過措置として、2022年3月31日までeメールによる申請・届出等を受付可能としてきた。

- 今般、当該経過措置が3月31日をもって終了することから、協会に対して、緊急対応としてのeメールによる申請・届出等の受付終了と新システムの利用に必要なgBizIDの取得等について、改めて周知した。
- また、gBizIDの取得には2週間前後の期間を要することから、4月1日以降の新システム利用開始に間に合うよう、現在、gBizID未取得の金融機関等を対象として、gBizIDの取得方法等についてオンライン説明会を開催している。
- ついては、より多くの協会会員において新システムを利用した申請・届出等が行われるよう、一層の協力をお願いしたい。

## 6. LIBOR公表停止に向けた移行対応について

- LIBOR移行対応状況に係るアンケート調査結果は2021年11月に協会を通じて還元させていただいた。各社とも大宗は2021年12月末までに移行対応が完了しているものと認識しているが、引き続き、公表停止以降のモニタリングや2023年6月末に公表停止が予定されている米ドルLIBORの一部テナーの移行対応について、関係者と調整を図りながら計画的に進めていただきたい。

## 7. REVICareer(レビキャリア)への登録について

- 金融庁は、令和2年度より「地域企業経営人材マッチング促進事業」を開始。大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を支援している。
- 地域経済活性化支援機構(REVIC)に整備する大企業人材の情報登録システム(通称「REVICareer(レビキャリア)」)を、2021年10月1日より本格稼働

させた。大企業に、地域企業で活躍したいと考える社員をレビキャリに登録いただき、地域企業の求人ニーズを把握した地域金融機関が、この大企業人材リストを閲覧して、マッチングを行う。2022年1月からは、地域金融機関から、取引先中小企業の求人情報をアップロードできるようにし、大企業が閲覧できる機能をシステムに追加した。

- 資本金 10 億円以上又は従業員数 2,000 人超に該当する大企業は、レビキャリを利用可能。レビキャリに登録のうえ、地域企業の具体的な求人ニーズをご覧いただき、社内での周知や人材登録の参考としていただきたい。

## 8. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 2021年6月に公表した「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」の提言に基づき、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮等のテーマ毎に、検討を進めている。直近動きのあった2点について紹介する。

### 《ESG 債の情報プラットフォーム》

- 1月31日に、日本取引所グループ（JPX）の「サステナブルファイナンス環境整備検討会」の中間報告書が取りまとめ・公表された。これは、ESG債について、投資情報が散逸し実務上課題がある、また、ESG債の適格性を客観的に確保していくための枠組みが必要といった有識者会議の議論を踏まえ、JPXとして取り得る方策を議論し、取りまとめたもの。
- 中間報告書では、大きく、公募 ESG 債を対象に、発行額、利率等の基礎的情報、発行企業の ESG 戦略、外部評価取得状況や評価の内容等の情報を集約する「情報プラットフォーム」を、JPXとして年央目途に立ち上げること、同検討会議を引き続き開催し、プラットフォームの継続的な改善や対象の拡充、企業の ESG 関連データの集約、ESG 適格性を確保するための認証のあり方等を継続的に議論することを提言している。
- 今後は、プラットフォームが、内外投資家や金融機関・企業等の市場関係者に幅広く利用され、我が国 ESG 投資の基盤として機能していくよう、関係者に協力いただき、海外投資家の目線も踏まえた情報の収集、機能の充実、

有効な利用方法の浸透等を図っていくことが重要。

- 資産運用業界においても、ESG 債の拡大など、こうしたプラットフォームの利用は有益ではないかと考えている。協会においても、こうした観点から、会員への周知と JPX へのフィードバックなど、前広に協力いただきたい。

#### 《ESG 評価・データ提供機関の行動規範等》

- 企業や債券・株式等の ESG の評価、データ提供を行う機関について、ESG 投資が拡大する中で、企業や投資家からの利用が急速に広がる一方で、評価の客観性・透明性の確保などの課題も指摘されている。
- このため、こうした ESG 評価・データ提供機関に期待される行動規範のあり方等について議論を行うため、金融庁有識者会議のもとに「ESG 評価・データ提供機関等に係る専門分科会」を設置し、2月7日、第一回会合を開催し議論を行った。
- 同専門分科会においては、今後、
  - ・ ESG 評価・データ提供機関に期待される行動規範等を年次にも策定していくよう、議論を進めていくほか、
  - ・ ESG 評価・データ提供に関して企業と投資家が果たすべき役割も議論していくことを考えている。
- 透明性確保等の評価機関のあり方に止まらず、広く投資家や企業とのコミュニケーションや市場全体の知見の向上など、市場の信頼性を高め取引を促す観点からどのような課題が考え得るか、幅広く意見をいただきたい。

#### 《まとめ》

- サステナブルファイナンスについては、このほか、「ネット・ゼロのためのグラスゴー金融連合（GFANZ）」等の民間金融機関イニシアティブで、脱炭素への移行（トランジション）に係るファイナンスのあり方や金融機関自身の移行計画についての議論が進んでいる。こうした国際的な議論に、本邦金融機関としてしっかりと参画し意見発信していくことを期待。変化の早い分

野であり、様々な動向を注視しながら、国内でもタイムリーに議論を進めてまいりたいので、引き続き緊密な連携をお願いしたい。

#### 9. 業績連動型給与の損金算入の特例に係る事業報告書の提出について

- 国際金融センターの地位確立に向けた取組の一環として、令和3年度税制改正において、投資運用業者に対する法人税に係る特例が設けられた。
- 具体的には、これまで一定の要件を充たした上場会社のみ認められていた役員の業績連動給与の損金算入につき、投資運用業を主業とする非上場の非同族会社などにおいても、業績連動給与の算定方法などを金融庁ウェブサイトへ掲載するなどの場合には、当該業績連動給与の損金算入を認められることとなった。
- 当該改正は2021年11月に施行。投資運用業者が対象であり、金商法改正により創設された新たな投資運用業である「海外投資家等特例業務」や「移行期間特例業務」を行う投資運用業者も対象となっている。
- 金融庁ウェブサイトでもページを設け、事業報告書の提出を受け付けているので、制度の趣旨等を十分理解いただいた上で、積極的に活用していただきたい。

#### 10. マイナンバーカードの積極的な取得促進について

- マイナンバーカードについて、2月1日時点のデータによると、交付枚数は約5,288万枚、人口に対する割合は41.8%まで増加。カード普及に当たり様々な協力をいただいております、改めて感謝申し上げます。

(参考) マイナンバーカードの普及状況 (2021年2月 → 2022年2月)

交付枚数：約3,198万枚 → 約5,288万枚

人口に対する交付枚数率：25.2% → 41.8%

- 先般、健康保険証利用の本格運用が始まったこと、マイナポータルで特定検診情報等が閲覧可能となったこと、マイナンバーカードを用いて電子版の新型コロナワクチン接種証明書が取得できるようになったことなど、カード

取得のメリットがさらに拡大。

- また、政府としては、マイナポイント第2弾として、①マイナンバーカードの新規取得者に最大5,000円相当のポイント、②健康保険証としての利用登録を行った者に7,500円相当のポイント、③公金受取口座の登録を行った者に7,500円相当のポイント、一人当たり最大20,000円相当のポイントを付与することとしており、そのうち、カード新規取得者に対するポイント付与については、既に申込み可能である。
- さらに、運転免許証との一体化等といったカードの機能強化に向けた取組みも進めていく予定であり、既に協力依頼は発出させていただいているが、引き続き、積極的なカードの取得促進への協力をお願いしたい。

(参考)「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)抜粋

また、マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるため、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント(1人当たり最大2万円相当)を付与する。具体的には、(i)マイナンバーカードの新規取得者に最大5,000円相当のポイント、(ii)健康保険証としての利用登録を行った者に7,500円相当のポイント、(iii)公金受取口座の登録を行った者に7,500円相当のポイントを付与する。

(参考)マイナンバーカードの機能強化に関して検討されている事項

- ・ マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載
- ・ 運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化
- ・ マイナポータルなどのUI・UXの最適化

## 11. 金融行政モニターについて

- 金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関する意見等を伺ってきているが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとの指摘もある。
- 金融庁では、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直な意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接届け、金融行政に反映させる仕組みとして、2016年1月より「金融行政モニター受付窓口」を設置。
- 本制度では、モニター委員から金融庁に伝えられる際に、個人や所属組織を特定できる情報は全てマスキングすることで意見提出者の匿名性を厳格

に担保。

- 設置以降 229 件の意見を受け付けており、これらは金融庁幹部職員等に共有されるだけでなく、
  - ・ 外国銀行支店に係る事業年度の弾力化や、現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃など、銀行法令の改正につながったケース
  - ・ 信託銀行における運用について信託業法等の解釈を明確にしたケースなど制度改正に繋がっている例もある。
- 金融行政に関する意見や提言を金融庁に届けるチャネルの一つとして、金融行政モニター制度も引き続き活用いただけると幸い。会員金融機関及びその職員に周知願いたい。

## 12. 2022 年 2 月 G20 の成果物について

- 2 月 17 日から 18 日にかけて、インドネシア議長下で初めての G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。2022 年の G20 財務トラックでは、①コロナからの回復を支援するための出口戦略、②コロナの影響で生じる傷跡への対応、③デジタル時代の決済システム、④サステナブルファイナンス、⑤金融包摂、⑥国際課税、の 6 点が優先事項とされている。今後 4 月、7 月、10 月に財務大臣・中央銀行総裁会議が、11 月に首脳会議が開催される予定。
- 今回発出された共同声明における主なポイントを紹介したい。
  - ・ サステナブルファイナンスに関しては、G20 傘下に設置されている G20 サステナブルファイナンス作業部会（SFWG）において、トランジションファイナンスのためのハイレベル枠組みが開発される見込み。また、本分野における民間セクターの果たす役割がますます重要となっていることが歓迎された。SFWG では、金融機関のネットゼロコミットメントの信頼性向上にも取り組むこととされており、民間イニシアティブが更に注目される見込み。
  - ・ FSB においては、コロナ、ノンバンク金融仲介（NBFII）、クロスボーダー決済及び気候変動リスクに関する作業を進めることとされている。また、

技術革新の関連では、規制裁定への対処を含め、暗号資産がもたらすリスクへの対応を加速することが奨励されるとともに、オペレーショナル・レジリエンスを向上させる取組みが歓迎された。

- ・ G20/OECD コーポレートガバナンスコードについては、2023 年の見直しに向けた進捗が報告された。見直しにおいては、企業の強靭性を支える株式市場を整備すべく、ESG への対応などが主要な検討事項とされている。今後幅広い関係者と協議される予定となっており、意見をよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

### 13. 2022 年の主要な国際動向について

#### 《サステナブルファイナンス》

- 2022 年のインドネシア議長下での G20 でも気候変動ファイナンスは引き続きプライオリティとされている。例えば G20 傘下のサステナブルファイナンス作業部会（SFWG）では、2023 年にかけて、日本が主張してきたトランジションファイナンスに関するハイレベル原則を策定予定。脱炭素化に向け、排出削減が難しいセクターの着実な移行を民間資金により支援する取組みにつき、国際的な目線が活発に議論されることになる。
- 民間セクターでの取組みとしては、日本の金融機関も参加している「ネット・ゼロのためのグラスゴー金融連合（GFANZ）」などにおいて、今後、グローバルな金融機関としてのベストプラクティスが示されていくなど、実務における国際的な目線を揃えるような作業も広がりを見せている。例えば、投融资ポートフォリオをネット・ゼロに移行させるための具体的な議論がなされると承知。
- 気候変動以外のサステナブル分野の議論も進展する見込み。例えば、G7 議長国である独はこの分野に熱心であるほか、中国・昆明では生物多様性に関する COP15 が開催される予定。金融セクターの関連では、生物多様性に関する開示の議論が今後具体的に進展する見込み。加えて、ジェンダー平等など、金融セクターにおける多様性と包摂（Diversity and Inclusion）の向上に関する議論も高まっている。

- こうした国際的な議論は、評価手法のあるべき姿など実務上の具体的な目線を巻き込んで、引き続き非常に速いスピードで進む可能性がある。金融庁としても国際的な議論の場に積極的に参加しつつ、各金融機関と密接に意見交換・情報交換を行いたい。

#### 《ノンバンク金融仲介（NBF1）》

- 金融安定理事会（FSB）及び証券監督者国際機構（IOSCO）では、2022年も引き続きノンバンク金融仲介（NBF1）に関する作業が優先課題として進められる予定。2022年においては、2020年以降行われてきた分析作業が概ね完了する予定であり、それらの成果を踏まえて、政策関連の議論に軸足が移っていく見通し。
- マネー・マーケット・ファンド（MMF）については、前回言及した通り、MMFの強靭性を向上させる政策オプションをまとめた最終報告書が2021年10月に公表され、G20首脳会議で承認された。我が国としても本報告書を踏まえた対応が必要であることから、市場関係者と緊密に連携して取り組んでいく。
- また、MMF以外のノンバンク金融仲介に関する幅広いトピックについても作業を進めている。コロナ発生下のファンドの流動性リスク管理を分析するプロジェクト、社債市場の流動性及び市場参加者の行動とその背景を分析するプロジェクトについては、2022年中に報告書を取りまとめる予定。
- このほか、コロナ発生下の証拠金の慣行に関する分析プロジェクトについては、分析結果に対する市中協議が2022年1月26日に締め切られた。今後は寄せられたコメントをもとに最終報告書の作成をしていく。

#### 14. IOSCO「投資ファンド統計報告書」について

- IOSCOは、2022年1月4日に「投資ファンド統計報告書」と題する年次報告書を公表した。
- 本報告書は、2020年の投資ファンド業界のグローバルなトレンドについて、各当局からデータを収集し、IOSCOが分析したもの。ヘッジファンド、オー

ポン・エンド型ファンド、クローズド・エンド型ファンドの3類型について、レバレッジや流動性の分析結果が紹介されている。

- 本報告書は、2020年1月1日から同年12月31日のデータを基にIOSCOが初めて作成を試みたもの。今後、年次プロジェクトとして毎年、データ収集分析作業を行い、内容の精緻化及び充実化を図っていく予定。今回は、データの適時の入手に係る制約などの観点から金融庁からのデータ提出は見送ったものの、今後、金融庁も本プロジェクトに参画できればと考えている。
- 興味深い内容が含まれており、一読いただければ幸い。

#### 15. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

《継続的な顧客管理について》

- マネロン等対策における継続的顧客管理については、ガイドラインでも対応すべき事項の1つとして、各金融機関に2024年3月末までに態勢整備をお願いしている。
- 2021年3月に金融庁が公表した「マネロンガイドラインに関するよくある質問（FAQ）」において、リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）という考え方を示している。一方、金融機関においては、既存顧客の実態把握とリスク評価の見直しのために、アンケートの送付等対応いただいているが、回収率が低いにも関わらず、印刷・郵送コストが負担となっているとの声が上がっている。
- その内容について、さまざまな意見が寄せられていることや、金融機関の継続的顧客管理に係る負担軽減に繋げる観点から、SDDに係るFAQの記述の改定を検討している。具体的には、FAQにおいて、低リスク先であり定期的な情報更新をする必要がないと考えられる対象顧客について、その考え方を拡大するといった内容を盛り込むことを考えている。
- 改定案は、1月31日に各業界団体を通じて発出しており、2月28日まで改定案に係るコメントや質問を受け付けるため、意見や質問等があればいただきたい。

- 金融庁マネロン室のアウトリーチ等を通じて、アンケート送付以外の顧客の実態把握の方法等に係る事例紹介も積極的に行ってまいりたい。

#### 《マネロン広報について》

- マネロン等対策に係る国民の皆様への周知・広報は引き続き重要と考えており、3月以降、様々な媒体で継続的顧客管理に係る政府広報の実施を予定しているほか、金融庁独自のインターネット広告の掲載等を企画している。
- 官民が連携してしっかりと対応していく必要があることから、今後も、マネロン等対策への取組みに協力いただきたい。

#### 《実質的支配者リストの開始について》

- 1月31日から、全国84か所の商業登記所において、株式会社からの申出により、その実質的支配者（B0）に関する情報を記載した書面の写しを交付する実質的支配者リスト制度が開始された。
- この制度の開始によって、「我が国の法人の実質的支配者情報の透明性の向上」や、「銀行などの特定事業者による実質的支配者情報の確認の一層の円滑化」が期待されており、積極的な利用を検討いただきたい。
- 実質的支配者の確認については、マネロンガイドラインの中で、信頼に足る証跡を求めることをお願いしている。当制度の利用も含めて、各社において適切に実質的支配者の確認が行える態勢を整備していただきたい。

### 16. 金融サービスの提供に関する法律の施行について

- 2021年11月1日より、「金融サービスの提供に関する法律」が施行され、1つの登録で、銀行・証券・保険すべての分野の金融サービス仲介を行うことが可能となる「金融サービス仲介業」が開始された。既に2社が登録されている。
- 金融庁としては、本制度の創設により、多種多様な金融サービスの提供が進み、利用者の利便性がより一層向上することを期待しているが、各金融機関においても、

- ・ ビジネス範囲を拡大するために、新たに金融サービス仲介業を利用することや、
- ・ 自らが取扱う金融商品の販売チャネルの拡大や利用者利便の向上を図る観点から、金融サービス仲介業者との連携を進めていくこと

を検討するなど、本制度を活用していただきたい。

(以 上)